

平成 29 年度 第 2 回寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会 会議要旨

1 日時

平成 29 年 9 月 26 日（火）午後 2 時から午後 4 時 14 分まで

2 場所

市役所 議会棟 5 階 第 2 委員会室

3 出席者

(委員)

- ・学識経験を有する者：新川達郎、牧田勲
- ・市議会議員：野々下重夫、廣岡芳樹、中林和江
- ・公募による市民：桑田信之、中村茂徳、東口啓一
- ・市職員：荒木和美、長滝谷保、松原徹

※ 敬称略

(事務局)

幸西課長、村井課長代理、吉田係長、藤枝、吉本

4 次第

- (1) 第 1 回委員会における確認事項について
 - ① 寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の思いについて
 - ② 中核市制度の概要等について
- (2) 条文の検証（前文から）
- (3) その他

5 会議内容

- (1) 第 1 回委員会における確認事項について
 - ① 寝屋川市みんなのまち基本条例制定時の思いについて（前文、第 1 条から第 6 条まで）

資料に基づき事務局から説明

<委員の主な意見>

 - ・本条例の位置付けについて、他の自治体では自治基本条例の中で最高規範性を明記している事例があり、（仮称）寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会の最終報告書に、「市の自治の基本として、最高規範性を持つものであると考えます」と記載がある。本市においては議論を重ね、検討

した上で、最高規範性という文言を記述していないことは理解するが、今回の検証において、最高規範性について、改めて検討しても良いのではないかな。

<確認した事項>

- ・ 第7条以降については、次回以降の委員会で、検証を予定する条文について、みんなのまち基本条例制定時の思いを事務局から説明する。
- ・ 本条例の位置付けについて、他の自治体等の状況も踏まえ、条文第25条の検証の際に検討する。

- ② 中核市制度の概要等について
資料に基づき事務局から説明

(2) 条文の検証

① 検証に当たっての視点について

資料に基づき事務局から説明

<確認した事項>

- ・ 検証に当たっての視点について、第1回委員会における意見を踏まえ、中核市への移行についての内容を追加し、次のとおりとする。

視点③ 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化及び平成31年度の中核市への移行に向けた取組を進めている現状などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要がないかどうかの視点で検証

② 条文全般について

<委員の主な意見>

- ・ 条文の末尾が、ほぼ全ての条項で「～ものとする」となっている。他の自治体の事例から見て、多いように思う。条文の内容によっては、「～しなければならない」とより強い表現にしても良いのではないかと考える。
- ・ 「～とする」条項については、法令上の理解では当然義務付けがされているというのが基本的な考え方であるため、条項の多くが「～ものとする」となっても法令上問題ないと考えます。
- ・ 法令では、「及び」を使っているようなケースは読点を使うというように、法令上の文章ルールに従っていると思われるが、事務局で再度確認し

ておいてもらいたい。

<確認した事項>

- ・ 条文中の句読点等の使い方について、法制執務におけるルールを確認し、示す。
- ・ 条文における義務規定について、「～ものとする」という表現でも義務規定として拘束力は生じるが、条項によってニュアンスの強弱を使い分けることや改正すべきかどうかも含め、確認する。

③ 前文について

<委員の主な意見>

- ・ 前文の中で「地域」という表現が使われているが、市全体を指す意味での地域なのか、より狭い範囲での特定の地域なのか、どこまでの範囲を対象としているか分かりにくい箇所が見受けられるため、もう少しはっきりさせた方が良いのではないか。前文3段落目「地域が協働して」についても、同様に意味がとりづらいのではないか。
- ・ 前文における「地域」は市全域と思われる。
- ・ 前文の文章に主語がある箇所とない箇所がある。前文4段落目「市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深める…」の主語が誰なのか、意味が少しとりづらいように感じる。
- ・ みんなのまち基本条例前文の主体は「私たち（＝市民、議会、行政）」であると理解している。
- ・ 「協創」という語句は一般的ではないため、「ともにつくり上げる」という表現でも良いのではないかと考える。現行条例では前文の1か所しか記載がないが、条例本文の中でも使用するのであれば、「協創」の定義を明記する必要があるのではないか。
- ・ 本市において地域協働の取組が一定定着し、進んできた実感はあるが、地域に協働が根付き、地域における協働が当たり前というところまでには至っていないように思われる。「協創」が協働の先の新たな段階として位置付けられるものであれば、もう少し時間を要するのではないかと考える。
- ・ 「みんなのまち基本条例検証会議検証報告書」における条文の検証の意見1では、前文3段落目「急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど」を「急激な都市化を乗り越え、人口減少・少子高齢化が進行するなど」に変更してはどうかとあるが、「急激な都市化を乗り越え」以降の文章のつながりについて、もう少し表現を検討した方が良いのではないか。
- ・ 前文4段落目「豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、

誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。」とあるが、この「誇り」というのは、「豊かな文化風土」を誇りとするのか、「このまち」を誇りとするのか、それともその全てにかかるものなのか、意味が少しとりづらいうように感じる。

- ・ 前文4段落目の「誇り」について、思いとしては全てにかかると思われるが、通常の記事解釈であれば「このまち」を誇りとするものとする。

＜確認した事項＞

- ・ 「地域」の範囲について、地域活動の主体である地域協働協議会等との関連性も踏まえ、表現を検討する。
前文3段落目「地域が協働して」については、他の表現にすることが難しいと考えられるため、現行のとおりとする。
- ・ 前文の規定の主体は基本的には「私たち」であるため、現行のとおりとする。
- ・ 「協創」は協働の先の新たな段階として位置付けられるものとして、表記は現行のとおりとする。
- ・ 前文全体について、委員会での議論を踏まえながら、文章の表現や改正すべきかどうかも含め、文案を作成する。

④ 第1条（目的）

＜委員の主な意見＞

- ・ 文章の中で言葉の切れ、続きを明らかにしないと誤解される恐れのある場合に読点を使い、名詞の羅列、並列になるときは、中点等でつなげる方が良いと思われるため、「市民・議会及び行政が、…」とした方が良いのではないかと。

＜確認した事項＞

- ・ 条文中の句読点等の使い方について、法制執務におけるルールを確認し、示す。

⑤ 第2条（定義）

＜委員の主な意見＞

- ・ 第7号「協働」の説明について、「対等な立場で協力して」とあるが、あえて「対等な立場」という表現を明記する必要があるのか。
- ・ 条文の検証の中で、「対等な立場で協力して」という規定の意味を確認することは大切であると思うが、仮に「対等な立場で」という文言を削除するとなれば、削除する合理的な理由を整理する必要があるのではないかと。

- ・ 第7号「協働」の説明の中で、「市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人」とあり、第3条では「市民、議会及び行政」とあるが、整合がとれているか。
- ・ 第4号「まちづくり」の説明の中で、「公共の福祉」とあるが、この表現だと「公共の福祉を増進するあらゆる取組み」というのは、都市計画等に限られるように感じる。定義としては他の表現を検討しても良いのではないか。
- ・ 「公共の福祉」については、都市計画等だけの話ではなく、地方自治の根幹を広く捉えた定義であると考えるため、現行のとおりで良いのではないか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、次回の委員会で示す。

⑥ 第3条（基本理念）

<委員の主な意見>

- ・ 第2条第7号「協働」の説明の中で、「市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人」とあり、第3条では「市民、議会及び行政」とあるが、整合がとれているか。

<確認した事項>

- ・ 委員会での議論の内容を整理し、次回の委員会で示す。

(3) その他

次回の検証委員会は、10月20日（金）午前10時から、議会棟5階第2委員会室で開催する。